

このページでは、SBIグループを取り巻く事業環境について一層のご理解をいただくための補足資料として作成しています。

暗号資産（仮想通貨） 関連法	日本では仮想通貨の普及に対応するべく、2017年4月に資金決済法が改正され、仮想通貨交換業者に対して登録制が導入されるなど仮想通貨に関する規制が開始されました。その後、複数の仮想通貨交換業者でハッキングによる資産の消失やマネー・ローンダリング対策の不備等の問題が起こったことなどによって規制が見直され、2019年5月に「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。この中では、呼称を仮想通貨から「暗号資産」に変更するほか、流通性のある投資型STOトークンを第一項有価証券とすること、金融商品取引業者等が暗号資産関連業務を行う場合の規制等の内容が盛り込まれており、2020年5月に施行されています。
銀行間送金の 手数料引き下げ	2020年4月、公正取引委員会は銀行の決済インフラからフィンテック事業者を排除することが独占禁止法に抵触する恐れがあるとの報告書を公表しました。これまでフィンテック事業者が銀行の基幹システムにAPI接続する際、銀行側から高額な手数料の要求や不利な条件の提示、また事実上拒むといった事例があったと報告されています。更に、競争政策の観点からも銀行間の送金手数料水準が50年近く変わっていないという現状の改善を求め、今後の利用者の利便性向上が期待されています。
事業承継問題	日本企業の9割以上を占める中小企業において、適切な後継者を確保することができず、事業の撤退や廃業する企業が急激に増加することが懸念されています。現在の中小企業では60代～70代の経営者の割合が高く、それら経営者の多くが引退の時期を迎えています。実際に、ここ数年で廃業する中小企業が増加する傾向にあり、その結果、日本全体での雇用機会やGDPの減少など社会に大きな影響を及ぼす可能性があります。
地方創生	地方創生は日本全体の活力を向上させることを目的として、2014年9月に発表された政策の一つです。現在の日本全体の人口減少や首都圏への過度な人口集中は、地域経済に非常に大きな悪影響を及ぼしています。そのため政府は、各地域が自立的で持続的な社会を創生することを目指し、地域経済の発展を推進しています。中でも、地域経済への影響力を持つ地域金融機関は、各地域の企業・産業の支援を通じた地域経済活性化への貢献が求められていますが、国内の特定地域を主な営業基盤とする地域金融機関自体も厳しい経営状況におかれています。
AML/CFT	Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism（マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策）の略。金融機関はAML/CFTに関するガイドラインや法令を遵守する義務があります。これまで日本は、国際的な査察を行うFATF（金融活動作業部会）の審査によって非常に厳しい指摘を受けており、各金融機関等においても適切な対応・対策の整備が急務の課題となっています。
Industry 4.0／ Society 5.0	Industry 4.0はドイツで提唱された概念で、コンピューターなどの発展により自動化が進んだ第3次産業革命の次に予測される、第4次産業革命のことです。主に製造業において、労働者の知的活動をAI・IoTによって代替することで「スマートファクトリー」の実現を目指しています。対してSociety 5.0は、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として日本で提唱された概念です。製造業のみならず、生活のありとあらゆる場面に5G・AI・IoTなどの知的システムが補助することで、少子高齢化や地方の過疎化、経済格差といった社会課題の解決と経済発展とを両立させた「超スマート社会」のことを意味します。
STO	STO（Security Token Offering）とは、株式や債券、不動産など様々な実在する資産の価値に裏付けられた「トークン（代用通貨）」の発行を通じた新たな資金調達の仕組みです。このトークンはブロックチェーン技術を活用したデジタル証券として、トークン保有者に収益を分配するなど、セキュリティ（証券）と類似した性質を持ちます。海外におけるSTOは各国の金融商品関連法令に準拠した金融商品として発行され、投資家の信頼性や取引の透明性も既存の金融商品と同等に担保されると考えられています。日本でも2020年5月に施行された資金決済法と金融商品取引法の改正法によって、STOが金融商品取引法の規制対象であることが明確化されました。